

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

会議名	令和元年度第1回姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和元年7月17日（水）10時～11時30分
開催場所	姫路市総合福祉会館5階 第1会議室
出席者又は欠席者	<p>(出席委員)</p> <p>安枝会長、田原委員、清水委員、藤本委員、原田委員、前川委員、高谷委員、濱田委員、小林委員、鷺尾委員、長谷川（國）委員、妻鹿委員、田中委員、八木委員、池島委員</p> <p>(事務局)</p> <p>三輪局長、瀧野部長、松浦課長、森川係長、小寺技術主任、川崎（拓）主事、川崎（佑）技師、梅宮事務員</p> <p>(欠席委員)</p> <p>赤澤委員、岩田委員、橋寺委員、長谷川（京）委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	<p>一部傍聴不可（デザイン部会の委員指名）</p> <p>傍聴人数 なし</p>
議案又は案件及び結論等	<ul style="list-style-type: none"> ・大手前通りにおける「高さ規制」のあり方（議事） ・大手前通り景観検討専門部会の設置について（議事） ・デザイン事前協議の結果について（報告）
議案の全部内容又は進行記録	<p>(事務局)</p> <p>(過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴者の報告) (資料の確認)</p> <p>会長及び会長職務代理者の選任については、景観・広告物審議会条例第7条により会長は委員の互選により選任し、また、会長職務代理者は同条により会長が指名することとなっている。</p> <p>会長選任について、どなたか意見はないか。</p> <p>(委員)</p> <p>安枝委員を推薦する。</p> <p>(事務局)</p> <p>ただいま、安枝委員をご推薦いただいたが、いかがか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし。</p> <p>(事務局)</p> <p>委員の皆様の賛同により、安枝委員を会長に選任し、以後の進行をお願いしたい。</p>

(会長)	まず、会長職務代理者を決めたい。田原委員にお願いしたいと思うが、いかがか。
(委員一同)	異議なし。
(会長)	では、会長職務代理者は田原委員にお願いする。 まず会議録の署名押印について、原田委員、長谷川（國）委員にお願いしたい。
(会長)	次にデザイン部会の委員を指名について、「デザイン部会の概要」を含め「委員の指名」について事務局より説明願う。
(事務局)	（「デザイン部会の概要」「デザイン部会の委員の指名」について説明）
(会長)	デザイン部会の会議及び委員は非公開との説明があったが、委員の指名についても非公開としたい。
(会長)	（デザイン部会の委員指名（非公開））
(会長)	それでは議事事項の1項目目の『大手前通りにおける「高さ規制」のあり方』について事務局より説明願う。
(事務局)	『大手前通りにおける「高さ規制」のあり方』について説明。
(会長)	ただいまの事務局の説明だが、現在、都市計画審議会で議論している大手前通り周辺の高度地区指定による「高さ規制」について、景観・広告物審議会においても景観的な側面を踏まえ、その妥当性について意見を聞きたいとの説明であった。「高さ規制」については、「区域」・「高さ」・「対象」の3つについて検討しているとのことだが、「区域」・「高さ」については、昨年の景観・広告物審議会でも既に報告しており、方向性も定まりつつあるが、「対象」については、「建築物の高さ」か「絶対高さ」で検討中とのことであった。 それでは『大手前通りにおける「高さ規制」のあり方』について、意見・質問があれば挙手願う。
(委員)	姫路駅北の眺望デッキから見た景観について、屋上広告があることに違和感を感じる。しかし、建物と一体になって広告が設置されていれば非常に穏やかに見えると思う。今回、屋上広告やルーバーの目隠し、携帯のアンテナなどを含めて高さ制限の中に入れる事で、屋上広告もしくは壁

面広告などと、建物との一体感をだすことでまとまりのある建物にもなると思う。

(委員) 建築基準法のルールでは、12mまでは塔屋などの高さを建築物の高さに算入しないといったものはあるが、それを多用されると高さがバラバラになる。高さと言うものを決めるのであれば、それを超えたルール作りをするべきかと思う。

1点不思議なのだが、どうして未だに広告は上に作る意識があるのか。歩行者目線から見えない広告もあるし、その辺を意識改革し、ある程度もう少し下げて歩行者の目線に合わせるようなルール作りも必要と思う。

(委員) みゆき通りの西側が50m制限になるとのことだが、将来的にみゆき通り東西で共同開発ができる場合、再開発の足かせになる可能性があるのと考えていただきたいと要望書を提出した経緯があるが、資料を見ると、東側は何も規制がないように思うので、現状を説明してほしい。

(事務局) みゆき通りの東側には高さ規制はない。しかし、建築基準法などに適合させる必要はある。そのため大きな敷地でない場合は、総合設計制度を使わなければ、高い建物は建てられない。姫路市では、総合設計の上限を60mとしているので、みゆき通り東側では、実質的には60mまでの高さの建物しか建てられないと考えている。

(委員) その考えは、みゆき通りの東側だけか。

(事務局) 中門筋の西側も同様だ。

(委員) 大手前通りに面している所から20mまでは高さ35mにして、後背地を高さ50mにするという話であったが、20mという数字では、大手前通りから近すぎると思う。お城から見た景観として、大手前通りの沿道建築物と奥側の建築物の高さの差がかなり出てくると思う。

(事務局) セットバックの距離について、15m、20m、25mと複数のシミュレーションを検証した結果、20m位までセットバックすれば、50m級の建物が建っても概ね視野の中に入ってこないことが分かり、20mのセットバックが妥当ではないかと都計審でも議論している。

(委員) スカイライン付近の塔屋や広告は目に入る。昔と違い塔屋はそれほど必要無くなってきている。また、大手前の沿道には低い建物も多く、その場合は背後の高い建物が視認されることから、そういったものをどうするかも考えないといけない。

(委員)	絶対高さによる規制の場合、55棟中12棟が既存不適格になっているが、既存不適格物件はどのように扱うのか。
(事務局)	既存不適格物件は適法として扱い、建て替えをする時に新しい基準に適合していただき、将来的に高さを整えていく。
(委員)	景観の考えの中で、キャッスルビューからの景観と駅からお城に向かって歩く方の目線、色々あるが、その景観で一番大事にしている目線はどこか。
(事務局)	<p>キャッスルビュー若しくは姫路城側から見た時の眺望景観の場合は、高さ規制等が一番重要であると考えている。大手前通りを歩いて行く街路景観の場合は、広告物や建物の色合を重視し、景観誘導していきたいと考えている。</p> <p>広告物の今後のあり方については、賑わいの面で必要な部分もあるのでご意見をいただきながら反映していきたい。</p>
(会長)	<p>他に質問はないか。なければ景観・広告物審議会の意見をまとめたいと思う。規制する「区域」・「高さ」に関しては以前審議会で議論していただいたこともあり事務局案で問題はないと思う。</p> <p>「対象」については屋上を含めて高さを規制するのが妥当だと景観・広告物審議会の意見としてまとめたいと思う。</p>
(会長)	異議等なければ次に移りたい。
(委員一同)	異議なし。
(会長)	続きまして、議事事項の2項目目「大手前通り景観検討専門部会の設置」について事務局より説明願う。
(事務局)	(『大手前通り景観検討専門部会の設置』について説明)
(会長)	大手前通りの景観のあり方について集中的に議論するために「大手前通り景観検討専門部会」を設置したいとの説明であった。この専門部会の設置可否と人選については後程議論をするので、まずは大手前通りの景観の現状や、今後の進め方について意見・質問があれば挙手願う。
(会長)	意見もないようなので、姫路城の前景づくりや賑わいのある演出を図るなど大手前通りにおける景観のあり方を検討するため、姫路市景観・広告物審議会条例第10条に基づき、専門部会の設置を提案する。この件について意見、質問があれば挙手願う。

(会長)	意見もないようなので、大手前通り景観検討専門部会を設置するがよろしいか。
(委員一同)	異議なし。
(会長)	専門部会は5人以内の委員で構成することとなっており、審議会の会長が指名することとなっているので、私が指名する。都市計画の専門分野から「田原委員」に、デザイン・景観の専門分野から「藤本委員」に、商工会議所の代表として「原田委員」に、広告関係業界の代表として「濱田委員」に、建築関係業界の代表として「鷲尾委員」の5人の方々とし、専門部会の部会長は「田原委員」にお願いしたい。委員の皆様いかがか。
(委員)	了解の声
(会長)	それでは、「大手前通りにおける景観のあり方の検討」について専門部会で審議いただき、その経過及び結果については、審議会で報告いただきたい。
(会長)	最後に、報告事項『デザイン事前協議の結果について』事務局より説明願う。
(事務局)	(「デザイン事前協議の結果」について説明。)
(会長)	デザイン部会の部会長のよりこの度の協議について、総評をお願いします。
(委員)	事務局からの報告に特に付け加えることはないが、場所等について繰り返になるが説明する。場所は中濠通りにあり、姫路城からの眺望景観として屋上等を含め色々な物が見えてくる。今回は病院であることから、病院なりの建物としての要求があり、その中でどういう考え方でどうあるべきか議論をして、我々だけではなく、発注者、設計者にも理解していただける場としてデザイン事前協議を活用し、懸念事項を伝え対処をお願いした。デザイン事前協議のあり方について説明させていただいた。
(会長)	報告のあった内容以外は非公開の内容だが、すでに決まった報告であり議論すべきものではないが、質問等あれば挙手願う。
(委員)	駐輪場をどれくらいの所でどれくらいの規模のものが確保されたのか。自転車が道沿いに出てしまっはせっかく整えた景観がもったいないなと思ったので教えてほしい。

(会長)	公開できる情報であれば発言し、公開できなければその旨、発言願う。
(事務局)	申請者より、駐輪場は確保するとの回答をいただいているが、具体的な場所、設置台数は検討中とのことだ。
(委員)	姫路城から見える北面の広告の設置をとりやめてもらったのはよかった。また、屋上には色々な建築設備などを気にせず並べる事業者もいるが、そこを整えることの大事さを伝えられた。
(委員)	建物は素晴らしいが、周辺の環境、例えば電柱が景観を損ねているのではないのか。国も推進している無電柱化をバッファゾーン内でどう考えているのかを市の意見として聞きたい。
(事務局)	無電柱化は、幹線道路については、ほぼ終えている。委員のおっしゃるエリアは、無電柱化促進について国からメニュー等提示されており、国の動向を見極めながら、できる限り推進していきたい。
(委員)	完成予想図の北面の広告物を外すのはいいことだ。お城から見たら全部見えてしまうので、そういう意味ではかなり検討はされているが、これからは現地事情に合わせたデザイン・景観について話し合ってもらいたい。それと先になると思うが、大劇跡に50m級のホテルが建つ話が出ているが、デザイン事前協議の対象か。また高さ制限も対象なのか事前に情報があれば聞きたい。
(事務局)	大劇跡については、建物の規模によってはデザイン部会の対象になる可能性もある。高さ規制については大手前通りのエリア外になることから、対象にならない。
(会長)	建築物に関するデザイン協議についての質問を受けるとの趣旨であり、それ以外はこの場で議論できないので、当該建築物の質問をするように。
(委員)	北面の広告物が無くなったのはよかったとのことだが、上の方にあるから駄目なのか、北面全体が駄目なのか。実際広告物が無いとどのような建物かが判らなく、例えば右側と下側にあればいいのか、そもそも付いているのが駄目なのか、どのように判断したのかが知りたい。
(委員)	広告を一切否定しているのではない。事業者は余り深く考えず、上の方に広告があるのが当たり前という前提で広告物を指示するケースも多い。歩く方から見て一番上の方にある広告は必要なのか。むしろ姫路城から

	<p>見た場合に個別の広告が目に入るよりは、できるだけスッキリした方がいいのではと我々は考え、広告物の撤去若しくはどうしても取れないのであれば下げた所に小さく利用者の為に判りやすい広告に変えたらいかかでしょうかとの提案を事業者、設計者に伝え議論し最終的に先方の判断で広告設置を取りやめてもらった。</p>
(委員)	<p>北面の広告について、設計者へシンプルな建物にした方がいいのではと提案したが、広告が有ることがデザイン的に全く駄目とは言えない自分もいた。</p>
(会長)	<p>他に質問はないか。</p>
(会長)	<p>質問がなければ審議会は終了する。本日はありがとうございました。</p>